

防衛庁職員給与法施行令第4条第3項ただし書の規定に基づき、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲の特例に関する訓令を次のように定める。

昭和60年12月21日

防衛庁長官 加 藤 紘 一

自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲の特例に関する訓令

改正 平成2年10月1日庁訓第38号  
平成8年2月29日庁訓第9号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成28年3月28日省訓第18号

防衛駐在官として在外公館に勤務していた者、医師又は歯科医師である者その他防衛大臣の定める者で新たに1等陸佐、1等海佐、又は1等空佐である自衛官として採用された者、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第27条第1項の規定により派遣され、1等陸佐、1等海佐又は1等空佐である自衛官として職務に復帰した者、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成7年法律第122号)第2条第1項の規定により派遣され、1等陸佐、1等海佐又は1等空佐である自衛官として職務に復帰した者及び自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第30条の2第1項の規定により1等陸佐、1等海佐又は1等空佐に昇任した者については、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令(昭和60年防衛庁訓令第40号)第1条若しくは第2条に定める官職又は同訓令第3条の規定により防衛大臣の指定する官職に補職するに当たり、他の1等陸佐、1等海佐又は1等空佐である自衛官との均衡を考慮して、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第4条第3項第1号又は第2号に定める年数によらずに、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を支給することができる。

附 則

この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。

附 則 (平成2年10月1日庁訓第38号)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月29日庁訓第9号)

この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。